

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白川町長 佐伯正貴

市町村名 (市町村コード)	白川町 (215066)
地域名 (地域内農業集落名)	白川北地区 (坂ノ東、白山、河東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の減少と高齢化が進み、安定した地域農業の継続についての不安や耕作放棄農地の発生が心配されている。地域農業の担い手となる個人農家や集落営農組織の存続については、持続的な経営が可能な体制づくりが必要である。

地域特産品である茶の栽培については、需要縮小や販売価格の低迷が続いており、廃業する農家が増え、生産組合も減少している。

【地域の基礎的データ】

農業者:18人(農業センサス2020)、団体経営体(法人・集落営農組織等)4経営体

主な作物:水稻、大豆、野菜、茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主力生産物である水稻、大豆の栽培については、農作業の効率化・省力化を図るために農地の集積を進めるとともに、組織化を進め高性能機械やスマート農業技術の導入も検討していく。地域特産品の茶については、好条件の圃場を中心に上質で均一的な製品の生産を維持する栽培方法の普及と乗用型摘採機の使用等の作業省力化を進める。耕作放棄の心配がある農地については、果樹等の収益性が見込める品目転換も検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	123 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	123 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員会と連携を図りながら、認定農業者や集落営農組織を中心とした担い手へ農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地集積については、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場、農業用水、農道の整備については町基盤整備担当と調整し、最良の対応をとる。 茶園の品目転換と合わせて基盤整備も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農組織は、品種の選定や新技術を積極的に取り入れ、安定的な経営を図れるよう支援する。 新規就農希望者へは、関係団体と連携し、農業経営の研修先の紹介や農地、資金制度の情報提供等相談から 定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織による大豆に関する作業については農業協同組合と調整する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ等獣害防止柵を設置するとともに、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
 ③労働時間短縮、省力化が図られる機械・技術の積極的な導入を進める。
 ⑤遊休農地や茶園の果樹転換を検討する。
 ⑦農家だけでなく、地域として農地の保全を行い、生活環境の維持を図る。